

1 委員会審議経過

【総務委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件、衆議院議員提出1件、本院議員提出1件の合計5件であり、内閣提出3件、衆議院議員提出1件を可決した。

なお、本委員会付託の請願7種類146件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、本年4月分から、普通恩給等の各種恩給年額を、原則として0.25%引き上げることが基本としつつ、一部の低額恩給の最低保障額の上積み、遺族加算の年額の増額、短期在職の旧軍人等の仮定俸給の格付けの引上げを行うことにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものである。

委員会においては、低額恩給の更なる改善の必要性、日本に永住する旧植民地出身の軍人・軍属への対応、平和祈念事業特別基金の慰藉事業の内容と在り方等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案は、最近の国際航空路線における運賃体系の変化等に対応するとともに、行政コストの削減を図るため、外国旅行における航空賃の支給基準の改定等を行おうとするものである。

委員会においては、航空運賃体系の多様化に対応する旅費制度の検討の必要性、宿泊料等を級別の定額制にした根拠、国立大学教官の研究旅費の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案は、新たな府省の編成に併せて総定員法を改正することを規定した中央省庁等改革基本法の趣旨を踏まえ、総定員法で定める行政機関の職員の定員の総数について、新たな最高限度（534,822人）を設定しようとするものである。

委員会においては、今回の総定員法改正の意義、公務員の定員削減方針と国立大学の独立行政法人化との関係、職業安定所等における定員配置の実態、行政改革における定員削減の必要性等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対して4項目の附帯決議が付された。

衆議院議員虎島和夫君他4名提出の**平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案**は、平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等の置かれている特別の状況にかんがみ、人道的精神に基づき、弔慰の意等を表するため、これらの者に弔慰金等を支給するための措置を講じようとするものである。

本院議員今井澄君外3名発議の**平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障**

害給付金等の支給に関する法律案は、平和条約国籍離脱者等である戦傷病者及び戦没者等の遺族が置かれている状況にかんがみ、人道的精神に基づき、これらの者に特別障害給付金又は特別遺族給付金を支給するための措置を講じようとするものである。

委員会においては、以上2法律案について趣旨説明を聴取した後、両法律案を一括して審議し、日韓請求権協定と本法律制定の意義、両法律案の違いと発議者の歴史認識、弔慰金等の受給による他の福祉措置への影響防止の必要性、戦後処理問題に対する今後の政府の対応と決意等について質疑が行われた。

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案についてのみ質疑を終局し、同法律案は多数で可決された。

〔国政調査等〕

3月9日、総理府関係の施策及び平成12年度内閣、総理府関係予算について青木内閣官房長官から、総務庁の基本方針及び平成12年度総務庁関係予算について統総務庁長官から、平成12年度皇室費について政府参考人からそれぞれ説明を聴いた。

3月14日、恩給の性格とその改善、内閣総理大臣の靖国神社参拝、政府広報の在り方、警察に対する行政監察の在り方、教育改革国民会議の目的・性格、国家公務員倫理審査会の権限・体制に関する件等について質疑が行われた。

3月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度予算中の皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管、総理府所管（総理府本府、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く））、内閣府所管（内閣本府、宮内庁）及び総務省所管（総務本省、管区行政評価局）の予算について審査を行い、障害者の社会参加の推進と欠格条項見直しの必要性、情報公開法施行までの間における文書管理の在り方、薬物乱用防止に関する政府広報の在り方、沖縄での米兵の性犯罪防止への対応、中国残留日本人の帰国子女に対する奨学制度、中国遺棄化学兵器の廃棄処理、栄典制度の見直し、恩給改善等の諸問題等について質疑が行われた。

また、5月25日、実情調査のため、国立公文書館、迎賓館及び日本アイ・ピー・エム株式会社の視察が行われた。

(2) 委員会経過

○平成12年3月9日（木）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 総理府関係の施策に関する件及び平成12年度内閣、総理府等関係予算に関する件について青木内閣官房長官から、
総務庁の基本方針に関する件及び平成12年度総務庁等関係予算に関する件について統総務庁長官から、
平成12年度皇室費に関する件について政府参考人からそれぞれ説明を聴いた。

○平成12年3月14日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 恩給の性格とその改善に関する件、内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する件、政府広報の在り方に関する件、警察に対する行政監察の在り方に関する件、教育改革国民会議の目的・性格に関する件、国家公務員倫理審査会の権限・体制に関する件等について統総務庁長官、青木内閣官房長官、松谷内閣官房副長官、持永総務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年3月15日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成12年度一般会計予算（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国会所管）について谷衆議院事務総長、堀川参議院事務総長、戸張国立国会図書館長、藤田裁判官弾劾裁判所事務局長及び片岡裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、
（会計検査院所管）について金子会計検査院長から説明を聴いた後、
（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管、総理府所管（総理本府、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く））、内閣府所管（内閣本府、宮内庁）及び総務省所管（総務本省、管区行政評価局））について青木内閣官房長官、統総務庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年3月21日（火）（第4回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について統総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月23日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について統総務庁長官、青木内閣官房長官、持永総務政務次官、長峯総理府政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第17号）賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由
反対会派 なし
- 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月28日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- **国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第21号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣、統総務庁長官、青木内閣官房長官、林大蔵政務次官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第21号） 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由
反対会派 なし

○平成12年5月9日（火）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- **行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案**（閣法第63号）（衆議院送付）について統総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月11日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- **行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案**（閣法第63号）（衆議院送付）について青木内閣官房長官、統総務庁長官、河村文部政務次官、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第63号） 賛成会派 自保、民主、明改、社民、参ク
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。

○平成12年5月25日（木）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- **平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案**（衆第29号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員虎島和夫君から趣旨説明を聴き、
平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案（参第17号）について発議者参議院議員今井澄君から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月30日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- **平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案**（衆第29号）（衆議院提出）
平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案（参第17号）
以上両案について発議者参議院議員竹村泰子君、発議者衆議院議員河合正智君、同虎島和夫君、同加藤六月君、青木内閣官房長官、長峯総理府政務次官、津野内閣法制局長官、政府参考人及び参考人弁護士金敬得君に対し質疑を行い、
平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案

(衆第29号) (衆議院提出) を可決した。

(衆第29号) 賛成会派 自保、明改、共産、社民
反対会派 民主、参ク

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

恩給法等の一部を改正する法律案 (閣法第17号)

【要 旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成12年4月分以降、0.25%引き上げる。ただし、615万7,000円以上に係るものについては据え置く。
- 2 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成12年4月分以降、0.25%引き上げる。なお、実在職年6年未満の者に係る普通扶助料については、更に1,000円の上積みを行う。
- 3 公務関係扶助料の最低保障額を、平成12年4月分以降、0.25%引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成12年4月分以降、14万2,200円(現行13万9,700円)に引き上げる。
- 4 傷病恩給の基本年額を、平成12年4月分以降、0.25%引き上げる。
- 5 傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成12年4月分以降、傷病年金又は第一款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族にあっては、0.25%引き上げるとともに2,000円の上積みを行い39万9,500円(現行39万6,500円)に、第二款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族にあっては、29万9,600円(現行29万7,400円)に、それぞれ引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成12年4月分以降、9万3,910円(現行9万1,910円)に引き上げる。
- 6 短期在職の旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族等に給する恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額の格付けを、平成12年4月分以降、1号俸引き上げる。
- 7 本法律は、平成12年4月1日から施行する。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第21号)

【要 旨】

本法律案は、最近の国際航空路線における運賃体系の変化等に対応するとともに、行政コストの削減を図るため、外国旅行における航空賃の支給基準の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国家公務員等の外国旅行における航空賃について、運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合について規定するとともに、最上級の運賃の支給は内閣総理大臣等及び指定職の職務にある者のうち事務次官級以上に限定する等、支給基準の見直しを行う。

- 2 鉄道賃について特別車両料金の支給対象を指定職以上に限定する等の附則の内容を本則で規定する等、所要の規定の整備を行う。
- 3 本法律は、平成12年4月1日から施行する。

行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第63号）

本法律案は、新たな府省の編成に併せ、行政機関の職員の定員の総数について、新たな最高限度を設定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 行政機関の職員の定員に関する法律第1条第1項に規定する定員の総数の最高限度（現行52万8,001人）を、次の2及び3の措置に伴い国立医科大学等の職員等の定員を付加した上で、53万4,822人とする。
- 2 昭和48年度以後に設置された国立医科大学等の職員の定員に関する特例を廃止する。
- 3 沖縄県の区域内に置かれる国の行政機関の職員の定員に関する特例を廃止する。
- 4 本法律は、平成13年1月6日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法律を施行するに当たっては、次の事項について十分配慮し、行政に対する国民の期待に応えるべきである。

- 一 総定員法が、各行政機関の職員の総数の最高限度を法定することにより、行政機関の膨張を抑制することを目的とするものであることにかんがみ、新たに策定される定員削減計画について、今後の社会経済情勢の変化に対応した行政サービスの在り方や行政改革の趣旨を踏まえ、適宜その見直しを図るとともに適切な実施に努めること。
- 一 独立行政法人及び郵政公社が行政改革の基本理念を実現するために創設されるものであることにかんがみ、その役職員数の抑制に努めつつ、効率的運営の確保を図ること。
- 一 国家公務員法に規定する身分保障の趣旨にかんがみ、職員の雇用不安を惹起しないよう、本人の意に反する免職や裁量権の濫用にわたる配置転換を行わないよう努めること。
- 一 複雑高度化する行政課題に柔軟かつ的確に対応し、職員の労働強化や行政サービスの低下を来たさないよう、要員の確保・配置等につき万全を期すること。

右決議する。

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案（衆第29号）

【要 旨】

本法律案は、平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等の置かれている特別の状況にかんがみ、人道的精神に基づき、弔慰の意等を表すため、これらの者に弔慰金等を支給するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 本法律において、平和条約国籍離脱者等とは、サンフランシスコ平和条約に基づき日本国籍を離脱した者であって、昭和20年9月2日以前から引き続き本邦に在留する者及びその子孫等をいう。
- 2 旧軍人軍属等の戦没者等及び重度戦傷病者の遺族であって施行日において平和条約国籍離脱者等に該当するものに対し、弔慰金を支給する。
- 3 重度戦傷病者であって施行日において平和条約国籍離脱者等に該当するものに対し、

見舞金及び重度戦傷病者老後生活設計支援特別給付金を支給する。

- 4 弔慰金の額は、死亡した者1人について260万円とし、見舞金及び重度戦傷病者老後生活設計支援特別給付金の額は、重度戦傷病者1人についてそれぞれ200万円とする。
- 5 弔慰金等の支給を受ける権利の裁定は、これらを受けようとする者の請求に基づいて、総務大臣が行う。
- 6 遺族の範囲及び遺族の順位等について所要の定めを置く。
- 7 弔慰金等の支給の請求は、施行日から起算して3年以内に行わなければならない。
- 8 租税その他の公課は、弔慰金等を標準として課することができない。
- 9 本法律は、平成13年1月6日から3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※17	恩給法等の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 7	12. 3. 17	12. 3. 23 可決	12. 3. 24 可決	12. 3. 1 内閣	12. 3. 8 可決	12. 3. 9 可決
※21	国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 8	3. 22	3. 28 可決	3. 29 可決	3. 7 大蔵	3. 14 可決	3. 16 可決
63	行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案	〃	3. 14	5. 8	5. 11 可附帯決議	5. 12 可決	3. 30 内閣	4. 18 可附帯決議	4. 20 可決
○12. 3. 30 衆本会議趣旨説明									

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
17	平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案	今井 澄君 外3名 (12. 5. 18)	12. 5. 22		12. 5. 22	未了				

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
29	平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案	虎島 和夫君 外4名 (12. 5. 12)	12. 5. 15	12. 5. 18	12. 5. 22	12. 5. 30	12. 5. 31	12. 5. 16 内閣	12. 5. 17 可附帯決議	12. 5. 18 可決